債務超過に関する上場廃止基準等の見直しに係る「有価証券上場規程」等の 一部改正について

2020年10月21日 株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、2020年11月1日から施行します。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の拡大が上場会社の事業活動や業績に多大な影響を 及ぼしている状況に鑑み、財務状況に不安を抱える上場会社の資本政策・経営戦略の柔軟性を高 める観点から、債務超過に係る上場廃止基準の見直しを行います。また、上場会社の事務負担の 軽減を図ることを目的として、上場会社がコーポレートアクション等を行う場合の提出書類を見 直す等の対応を行うものです。

Ⅱ. 改正概要

- 1. 債務超過に関する上場廃止基準等の見直し
 - (1) 改善に向けた計画の開示

上場会社が事業年度の末日に債務超過の状態となった場合は、 その改善に向けた計画を当該事業年度の末日から起算して3か月 以内に開示するものとします。

(2) 上場廃止基準等の見直し

上場会社が債務超過に関する上場廃止基準及び指定替え基準に 抵触した場合であっても、以下のいずれかに該当するときは、上 場廃止及び指定替えを行わないものとします。

- ① 時価総額が1,000億円以上の場合(前(1)の計画を適切に開示しているものに限る。)
- ② 法的整理、私的整理、地域経済活性化支援機構の再生支援により債務超過でなくなることを計画している場合

(3) 監理銘柄指定の取扱いの見直し

上場会社が債務超過に関する上場廃止基準に該当するおそれが あると当取引所が認める場合は、監理銘柄(確認中)に指定でき るものとします。

2. その他

(1) コーポレートアクション等を行う場合の提出書類の見直し 上場会社が、公募増資、第三者割当増資等により新株式を発行 する場合における有価証券上場申請書をはじめ、上場会社が行う コーポレートアクション等に伴って提出を求めていた書類の一部 について、原則としてその提出を不要とします。 (備 考)

- ・上場有価証券の発行者 の会社情報の適時開示 等に関する規則第8条 の2、同取扱い4の2
- ・株券上場廃止基準第2 条第1項第5号、同取 扱い1(4)d、e、f 等
- ・上場株券の市場第一部 銘柄から市場第二部銘 柄への指定替え基準第 2条第1項第5号、同 取扱い1(4)c、d
- ・株券上場廃止基準の取 扱い5(1)f
- ・有価証券上場規程第9 条第2項、第11条第1 項、上場有価証券の発 行者の会社情報の適時 開示等に関する規則の 取扱い10(1)、(2)等

(2) 新規上場時の申請書類に虚偽があった場合の上場廃止基準の見 直 1

上場会社が、新規上場申請及び上場審査において提出した書類に虚偽の記載があり、本来なら上場審査基準に適合していなかったことが明らかになった場合には、1年以内に新規上場審査に準じた上場適格性の審査に適合しなければ、上場を廃止するものとします。

・株券上場廃止基準第2 条第1項第12号b、第 3条の4、同取扱い1 (11)等

(3) 特設注意市場銘柄制度における審査事項の明確化

特設注意市場銘柄に指定された上場会社に係る「改善の見込み」の審査においては、「再発防止に向けた改善計画の進捗状況」を勘案することを明確化します。

・適時開示ガイドブック 第8章 上場会社に対 する自主規制の概要 1.(1)特設注意市場 銘柄への指定

(4) J-IRISSへの情報登録の促進

企業行動規範の望まれる事項において、上場内国会社は、内部 者取引等の未然防止に向けた体制整備のため、J-IRISS (日本証券業協会が運営する内部者登録・照合システムをいいま す。)の利用に努める旨を規定します。 ・上場有価証券の発行者 の会社情報の適時開示 等に関する規則第45条 第2項

- (5) ETFに関する適時開示の充実及び合理化
 - a. 重要な乖離に関する開示

ETFに係る管理会社は、ETFにおける一口あたりの純 資産額と市場価格又は連動対象である特定の指標との間に重 要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合に、その内容の適時 開示を行うものとします。

b. 円滑な流通及び公正な価格形成の促進

ETFに係る管理会社は、ETFの円滑な流通及び公正な価格形成に資する情報の投資者への積極的かつ十分な提供に努めるものとします。

c. 日々開示の見直し

ETFに係る管理会社が行う日々の開示について、開示方法の柔軟化を図るほか、日々の開示事項を一部見直します。

- ・ETFに関する有価証 券上場規程の特例第9 条第2項第1号i等
- ・ETFに関する有価証 券上場規程の特例第12 条の3第3項
- ・ETFに関する有価証 券上場規程の特例第9 条の2等

(6) その他

その他所要の改正を行います。

皿. 施行日

- ・2020年11月1日から実施します。
- ・1. (1)及び(2)に関しては、施行日以後に終了する事業年度の末日において、債務超過となる会社から適用します。
- ・2. (2)に関しては、施行日以後に新規上場に係る申請を行う会社から適用します。

以 上